

## 4月から参考小作料が改訂されます

【問合せ】農業委員会事務局 庶務係（芦刈庁舎）  
担当 大久保・水田 ☎63-8823

参考小作料が、今年（平成23年）4月から改訂されます。

この参考小作料については、農地の貸し手、借り手の小作契約の目安となるよう定められたもので、3年に1度、改訂が行われるようになっており、平成23年度からの参考小作料額を設定するために、小城市参考小作料設定協議会を開催して十分な意見を聴き、農業委員会が決定しました。平成23年4月からの参考小作料については、下記の表のとおりです。

### 小 城 市 参 考 小 作 料

農地区域	農地区分	参考小作料額（10a当り）	
		改訂後	改訂前
小城町	田（A地区）	20,000円	22,000円
	田（B地区）	10,000円	15,000円
	田（C地区）	参考額は定めない。	5,000円
	畑	参考額は定めない。	参考額は定めない。
三日月町	田（A地区）	20,000円	22,000円
	田（B地区）	10,000円	15,000円
	畑	参考額は定めない。	参考額は定めない。
牛津町	田（全域）	20,000円	22,000円
	畑	参考額は定めない。	参考額は定めない。
芦刈町	田（全域）	20,000円	22,000円
	畑	参考額は定めない。	参考額は定めない。
※適用年：平成23年産米から		※適用始期：平成23年4月から	

※参考小作料を算定するための主たる作物は、水稻、麦、大豆です。

※小城町の農地区分のA地区は〔県道多久～牛津線及び町道西川～新川橋線以南の土地盤整備実施地域〕、B地区は〔A・C地区以外の地域〕、C地区は〔川内、桑鶴、江里山、石体、焼山、大塚、清水、寒気、本山の地域〕です。

※三日月町の農地区分のA地区は〔B地区以外の地域〕、B地区は〔県道小城～牛津線以西で市道石木～西川線以北の甘木地区及び県道佐賀外環状線以北の織島地区〕です。